

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス）契約書別紙

訪問介護 利用料金

訪問介護費		令和3年4月1日改定					
		算定項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合		
1割負担	2割負担				3割負担		
1回あたりの基本料金	身体介護	20分未満	1,856 円	186 円	372 円	557 円	
		20分以上30分未満	2,773 円	278 円	555 円	832 円	
		30分以上1時間未満	4,386 円	439 円	878 円	1,316 円	
		1時間以上1時間30分未満	6,409 円	641 円	1,282 円	1,923 円	
		1時間30分以上30分毎	939 円	94 円	188 円	282 円	
	生活援助	20分以上45分未満	2,033 円	204 円	407 円	610 円	
		45分以上	2,497 円	250 円	500 円	750 円	
		身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分毎	751 円	76 円	151 円	226 円	
	通院等乗降介助	1回につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円	
	保険給付内介護サービス利用料	加算・減算料金	緊急訪問加算	1回につき	1,105 円	111 円	221 円
初回加算			1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）			1月につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）			1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）			1日につき	33 円	4 円	7 円	10 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）			1日につき	44 円	5 円	9 円	14 円
2人派遣加算			1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
早朝・夜間加算			1回につき	該当する金額の25%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
同一敷地内等建物または同一建物の居住者20人以上にサービス提供する場合			1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
同一敷地内等建物に居住する利用者50人以上にサービス提供する場合			1回につき	該当する金額の15%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
特定事業所加算（Ⅰ）		1回につき	該当する金額の20%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
特定事業所加算（Ⅱ）		1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
特定事業所加算（Ⅲ）		1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
特定事業所加算（Ⅳ）		1回につき	該当する金額の5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
特定事業所加算（Ⅴ）		1回につき	該当する金額の3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の5.5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.2%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

- ※ 早朝・夜間加算は、午前6時～午前8時、午後6時～午後10時に訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 2人派遣加算は、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 上表の料金の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス） 利用料金

介護予防訪問介護費		利用料金表				
		令和3年4月1日改定				
算定項目		介護報酬額 (1月あたり)	負担割合			
			1割負担	2割負担	3割負担	
イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	1月につき	12,994 円	1,300 円	2,599 円	3,899 円	
	1日につき	430 円	43 円	86 円	129 円	
ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	1月につき	25,956 円	2,596 円	5,192 円	7,787 円	
	1日につき	850 円	85 円	170 円	255 円	
ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	1月につき	41,183 円	4,119 円	8,237 円	12,355 円	
	1日につき	1,359 円	136 円	272 円	408 円	
保険給付内介護サービス利用料 加算・減算料金	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供する場合	1月につき	所定単位の10%減算	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の5.5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.2%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	新型コロナウイルス感染症への対応	1月につき	所定単位数の1/1000加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割

別表4（第3章第13条による）

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス） 共通利用料金

平成24年4月1日改定

項目	条件	利用料金
交通費	通常の実施地域 内への訪問・同行	無料
	通常の実施地域 外への訪問・同行	実費
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用		介護報酬額全額

キャンセル料	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡を頂いた場合	無料
	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡が無かった場合	500 円

ご利用者のお住まい等で、サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。